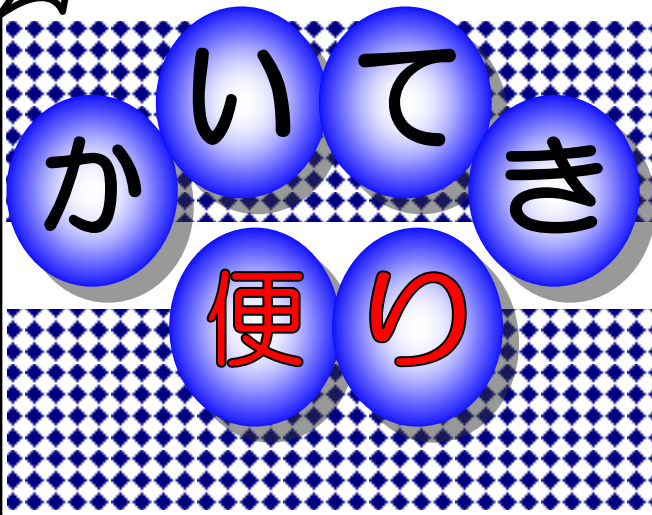


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



令和2年 5月1日発行 第190号

○ お知らせ

- ・東京都介護職員キャリアパス導入促進事業
「経営コンサルタントによる無料相談・研修(人事制度改善等支援)」「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・介護人材関連事業について
- ・【対象拡大・要件緩和！】令和2年度 介護施設等による留学受け入れ支援事業費補助金について
- ・介護職員奨学金返済・育成支援事業 補助金説明会(5月29日)の開催中止のお知らせ

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

お知らせ

「経営コンサルタントによる無料相談・研修(人事制度改善等支援)」

「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を実施しております。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

現在、本事業のうち、キャリアパス導入準備のための支援として位置付けている「人事制度改善等支援」及び「介護職員処遇改善加算等取得促進支援」について、申込を受け付けておりますので、ご案内させていただきます。

●事業概要

【1】人事制度改善等支援

経営コンサルタントによる、各事業所に合った人事制度等の改善に向けた研修や個別相談

【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援（令和2年度新規）

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった事業所に、社会保険労務士が、電話や訪問により、書類作成等に係る個別の指導・助言を実施

～各支援の内容、申込期限等は以下のとおり～

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

【1】人事制度改善等支援

(1)支援内容

都内の介護事業者に対して、経営コンサルタントによる集合研修、個別相談(電話、メール、訪問等)の機会を提供し、各事業所に応じた人事制度の改善を支援します。併せて、事業所の介護人材の育成・定着を図るため、リーダー層職員向け・新任職員向けの研修を実施します。

(2) 申込方法

希望される事業者は、令和2年6月12日(金曜日)までに、下記「問合せ先」の東京都福祉保健財団(以下、「財団」)のホームページに掲載されている利用申請書を、財団宛てに郵送にて提出してください。郵送先の住所は、財団ホームページに掲載しています。

(3) 利用事業所要件

以下の①から⑤までの要件を満たす必要があります。

- ①利用申請事業所は、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請していないこと(令和2年度含む)。また、「平成29年度キャリアパス導入準備のための相談支援」、「平成30年度人事制度改善等支援」、「令和元年度人事制度改善等支援」を申請していないこと。
- ②利用申請事業所は、令和2年4月1日現在、介護事業開始から、3年を経過していること。
- ③利用申請事業所は、令和2年4月1日現在、「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」におけるレベル認定者が在籍していないこと。
- ④利用申請事業所において、令和2年度又は令和3年度に「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。
- ⑤利用申請事業所において、令和3年度以降に東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

【2】 介護職員処遇改善加算等取得促進支援

(1) 支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問によるアドバイスも行っております。訪問によるアドバイスは事前予約となっております。まずは、電話にてご予約ください

(2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います(詳しくは下記「問合せ先」の東京都社会保険労務士会(以下、「社労士会」)のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

(3) 申込時の留意事項

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用していない事業所で、本支援を利用する場合には、以下の取組に努めてください。

- ①令和2年度又は令和3年度に「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」における「評価者(アセッサー)講習」を職員に受講させ、アセッサーを輩出するよう努めること。
- ②令和2年度以降に、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金(キャリアパス導入促進事業費補助)を申請するよう努めること。

問合せ先

■ 介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関すること

一般社団法人シルバーサービス振興会 (URL:<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

TEL:03-5402-4882

受付時間:午前 10:00~12:00 午後 13:00~18:00 (土・日・祝日は除く)

■ 介護職員処遇改善加算等取得促進支援に関すること

東京都社会保険労務士会 (URL:https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syoguukaizenkasan/)

※電話相談・訪問予約は、上記「【2】介護職員処遇改善加算等取得促進支援」の(2)に記載した、社労士のフリーダイヤルまでご連絡ください。

■ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当
(URL:<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

TEL03-3344-8532

お知らせ

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※2020年5月6日(水)までは派遣休止(予定)。(詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付 : 2020年4月1日から2021年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法 : 下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号 : 03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0543(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

お知らせ

○介護人材関連事業について

東京都福祉保健局高齢社会対策部では、介護人材の確保、育成及び定着に向けた総合的な取組を行っております。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページ等にてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

◇人材関連事業一覧はこちら

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jinzai.html>

◇各事業の詳細はこちら

介護職員奨学金返済・育成支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>

介護講師派遣事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/koushihakken.html>

介護人材確保対策事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/carepro.html>

代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/daitai.html>

介護職員スキルアップ研修

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/kaigokennsyuu/kaigosyokuinnsukiruappu.html>

現任介護職員資格取得支援事業

<http://www.fukushizaidan.jp/103genninkaigo/index.html>

喀痰吸引等（たんの吸引等）の制度について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>

外国人介護従事者受入れ環境整備等事業

<http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokuujin/index.html>

ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kourei/hoken/ictkikikatsuyou.html>

次世代介護機器の活用支援事業

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/jisedaikaigo/jisedaigaiyou.html>

【お問合せ】

各事業の連絡先へお気軽にご連絡ください。

【制度担当】

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

介護保険課 介護人材担当 電話:03-5320-4267

お知らせ

○【対象拡大・要件緩和！】令和2年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金について

東京都では、都内で介護サービスを提供する事業所等(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れられるように支援することを目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備事業」を実施しております。

本事業のうち、「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」は、事業所が留学生を雇用し、学費等を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

本補助金について、令和2年度より、【補助対象の拡大】、【補助要件の緩和】を行うことといたしましたので、ご案内させていただきます。

●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所等

※訪問サービスは除きます。

※国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理するものを含む)は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

●補助対象経費・補助基準額

- | | |
|---------------|------------|
| (1)学 費 | 5万円(月額) |
| (2)入学準備金 | 20万円(1回限り) |
| (3)就職準備金 | 20万円(1回限り) |
| (4)国家試験受験対策費用 | 4万円(1回限り) |
| (5)居 住 費 | 3万円(月額) |

※上記(1)は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象

※上記(3)及び(4)は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象

●令和2年度からの変更について

【補助対象の拡大】

(令和元年度)介護福祉士養成施設に通う留学生が補助対象

⇒(令和2年度)令和元年度の補助対象に加えて、**介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に通う留学生も新たに対象に追加**

【補助要件の緩和】

(令和元年度)留学生を遅くとも令和元年12月1日から雇用し、令和2年3月31日まで継続して雇用することが要件

⇒(令和2年度)留学生を令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、1か月以上雇用した場合に対象(例えば、年度途中の5月の1か月間のみ雇用した場合も、対象となります。)

(令和元年度)対象となる留学生は、**事業所において年間平均週20時間以上勤務することが要件**

⇒(令和2年度)上記の要件は設定しない

●問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)

HP: <http://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/index.html>

※要綱や補助金申請に係る手引きを5月中に上記ホームページに掲載予定です。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。また、交付申請関係書類等も、上記ホームページに12月頃掲載予定です。

なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。

お知らせ

○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業 補助金説明会(5月29日)の開催中止のお知らせ

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、昨年度に引き続き平成 31 年度も、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施します。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員(有期雇用を除く)として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年 60 万円(最大 5 年間)を上限として全額補助します。

※本事業の概要については、4月のかいてき便りに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

4月のかいてき便りでもお知らせしましたとおり、令和2年5月29日(金曜日)に本事業の補助金説明会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催を中止することとしましたので、お知らせします。

なお、本説明会で配布を予定しておりました資料につきましては、6月を目途に、東京都福祉保健財団ホームページに掲載する予定です。

今後、本事業の申請方法等につきましては、東京都福祉保健財団ホームページにて随時お知らせしますので、ぜひご確認ください。

※財団ホームページ:<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>

◆開催中止となった説明会概要◆

名 称 : 令和2年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金説明会

日 時 : 令和2年5月29日(金曜日)

(午前の部:10時から11時30分まで/午後の部:14時から15時30分まで)

会 場 : 公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室2

(東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階)

《本事業に関するお問合せ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 介護人材育成担当

メール:syogakukin@fukushizaidan.jp

電話:03-3344-8513